

○地域生活支援事業に係る障害福祉計画の作成について

(平成21年1月8日)

(障企自発第0108001号)

(各都道府県障害保健福祉主管課(室)長あて厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課自立支援振興室長通知)
標記につきましては、障害者自立支援法第87条において厚生労働大臣が基本的な指針を定め、同法第88条第1項及び第89条第1項において市町村及び都道府県が障害福祉計画を定めることとされているところですが、今般、「障害福祉サービス及び相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業の提供体制の整備並びに自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」(平成18年厚生労働省告示第395号)(以下「基本指針」という。)が変更されたことに伴い、同法第77条及び第78条に定められた市町村及び都道府県の地域生活支援事業に係る障害福祉計画の作成について、別添のとおり定めましたので、円滑な計画作成に配慮いただきますとともに、管内市町村に対して、貴職から周知をお願いします。なお、平成18年7月13日陸地自衛第0713001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課地域生活支援室長通知「地域生活支援事業に係る障害福祉計画の作成について」は廃止します。

市町村及び都道府県地域生活支援事業に係る障害福祉計画の作成について

1. 障害福祉計画の作成に関する基本的な考え方

地域生活支援事業は、障害者及び障害児(以下「障害者等」という。)が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な事業形態による事業を効果的・効率的に実施し、もって障害者等の福祉の増進を図るとともに、障害の有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことができる地域社会の実現に寄与することを目的としている。

地域生活支援事業は、市町村及び都道府県が行う事業であり、それぞれ法律上実施しなければならない具体的な事業(以下「必須事業」という。)を定めているが、これに限らず市町村及び都道府県の判断により、自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な事業を実施することをしている。

このうち必須事業については、移動支援事業やコミュニケーション支援事業といった障害者等の自立した日常生活又は社会生活を支える上で重要なサービスが位置づけられている。また、障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律(平成22年法律第71号)。以下「整備法」という。)の成立により、成年後見制度の利用を通じて障害福祉サービスの利用を促すため、平成24年4月から、新たに、成年後見制度利用支援事業が必須事業として位置づけられることになった。このような観点から、必須事業を未だ実施していない市町村においては、早期の事業化を図るとともに、都道府県においては、第3期障害福祉計画期間中に管内全市町村における必須事業の事業化に向けて計画的に取り組み、かつ、管内全市町村における必須事業の事業化の達成状況を点検・評価されたい。

また、必須事業である相談支援事業の地域における中核的な役割を担う機関として、整備法により、基幹相談支援センターが創設されることから、市町村において設置することが望ましい。

一方、市町村及び都道府県が地域の実情に応じて実施することができる事業については、コミュニケーション支援事業の円滑な実施を図るために人材の養成が重要であることに鑑み、奉仕員養成研修事業及び手話通訳者・要約筆記者養成研修事業について、積極的な実施に努めるとともに、都道府県と市町村が協力して計画的に実施することが望ましい。

地域生活支援事業の実施に当たっては、障害者自立支援法に規定する個別給付(介護給付、訓練等給付、自立支援医療、補装具)と組み合わせて実施することや、地理的条件・各種社会資源の状況を勘案し、委託契約、広域連合等の活用、個別給付では対応できない複数の利用者への対応等、柔軟な形態により各地方自治体の創意工夫の下に効果的・効率的に実施することが求められている。

このため、計画の策定に当たっては、障害者等をはじめ幅広い関係者の参加を求めるとともに関係部局、関係機関並びに市町村と都道府県間の密接な連携を図ることが必要である。

なお、整備法の成立により、平成24年4月から、これまで地域生活支援事業において地域における障害福祉に関する関係者による連携及び支援の体制に関する協議を行うための会議として位置づけられていた自立支援協議会が法定化されたところである。

については、自立支援協議会が法定化された趣旨を踏まえ、未だ設置していない自治体においては、改めて設置について検討するとともに、既に設置している自治体においては、地域における障害者等への支援体制の整備についての重要な役割を担う自立支援協議会の活性化が図られるよう努めること。

2. 障害福祉計画の作成に関する事項

(1) 市町村の地域生活支援事業の実施に関する事項(基本指針:別表第二関連)

基本指針の事項	内容
(市町村障害福祉計画) 市町村が実施する地域生活支援事業について、地域の実情に応じて、次の事項を定めること。	
① 実施する事業の内容	<p>次の事業の内容について定める。 なお、近隣市町村と広域的に実施する事業、他市町村に委託する事業、法第77条第2項により都道府県が代わって実施する事業等については、その旨を明記する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 相談支援事業 成年後見制度利用支援事業 コミュニケーション支援事業 日常生活用具給付等事業 移動支援事業 地域活動支援センター 発達障害者支援センター運営事業(指定都市に限る。) 障害児等療育支援事業(指定都市、中核市に限る。) 上記の他、地域における障害福祉サービスの提供状況や障害者等のニーズに基づき実施が必要と判断される事業 (例) 奉仕員養成研修事業
② 各年度における事業の種類ごとの実施に関する考え方及び量の見込み	<p>平成26年度までの各年度における実施に関する考え方及び量の見込みについて定める。</p> <ol style="list-style-type: none"> 事業の実施に関する考え方 実施する事業の種類ごとに、事業の実施体制や地域の実情を反映した取組方法等に関する考え方を明記する。 事業の量の見込み <ol style="list-style-type: none"> 相談支援事業 <ol style="list-style-type: none"> 障害者相談支援事業 <ul style="list-style-type: none"> 実施見込み箇所数 基幹相談支援センターの設置の有無 市町村相談支援機能強化事業 <ul style="list-style-type: none"> 実施の有無 住宅入居等支援事業 <ul style="list-style-type: none"> 実施の有無 成年後見制度利用支援事業 <ul style="list-style-type: none"> 実利用見込み者数 コミュニケーション支援事業 <ol style="list-style-type: none"> 手話通訳者・要約筆記者派遣事業 <ul style="list-style-type: none"> 実利用見込み者数 手話通訳者設置事業 <ul style="list-style-type: none"> 実設置見込み者数 日常生活用具給付等事業 <ul style="list-style-type: none"> 日常生活用具の種類ごとの給付等見込み件数 移動支援事業 <ul style="list-style-type: none"> 実利用見込み者数、延べ利用見込み時間数 地域活動支援センター <ul style="list-style-type: none"> 実施見込み箇所数、実利用見込み者数 発達障害者支援センター運営事業(指定都市に限る。) <ul style="list-style-type: none"> 実施見込み箇所数、実利用見込み者数 障害児等療育支援事業(指定都市・中核市に限る。) <ul style="list-style-type: none"> 実施見込み箇所数 上記の他、地域における障害福祉サービスの提供状況や障害者等のニーズに基づき必要と判断される事業について、それぞれの事業の種類ごとの実施箇所数及び量の見込み等を定める。 (例) 奉仕員養成講習修了見込み者数(登録見込み者数)
③ 各事業の見込量の確保の方策	各種社会資源の活用、近隣市町村との連携、他の市町村への委託等広域的・総合的な実施など効果的・効率的な事業の確保方策を定める。
④ その他実施に必要な事項	特記すべき事項があれば定める。
(2) 都道府県の地域生活支援事業の実施に関する事項(基本指針:別表第四関連)	
基本指針の事項	内容
(都道府県障害福祉計画) 都道府県が実施する地域生活支援事業について、地域の実情に応じて、次の事項を定めること。	
① 実施する事業の内容	次の事業の内容について定める。

	<p>1. 専門性の高い相談支援事業 (1) 発達障害者支援センター運営事業 (2) 障害者就業・生活支援センター事業 (3) 高次脳機能障害支援普及事業 (4) 障害児等療育支援事業</p> <p>2. 広域的な支援事業 都道府県相談支援体制整備事業等</p> <p>3. 法第77条第2項により市町村に代わって行う事業 (例) 手話通訳者・要約筆記者派遣事業</p> <p>4. 上記の他、地域における障害福祉サービスの提供状況や障害者等のニーズに基づき実施が必要と判断される事業 (例) 手話通訳者・要約筆記者養成研修事業</p>
② 各年度における事業の種類ごとの実施に関する考え方及び量の見込み	<p>平成26年度までの各年度における実施に関する考え方及び量の見込みについて定める。</p> <p>1. 事業の実施に関する考え方 実施する事業の種類ごとに、事業の実施体制や地域の実情を反映した取組方法等に関する考え方を明記する。</p> <p>2. 事業量の見込み</p> <p>(1) 専門性の高い相談支援事業 ① 発達障害者支援センター運営事業 - 実施見込み箇所数、実利用見込み者数 ② 障害者就業・生活支援センター事業 - 実施見込み箇所数、実利用見込み者数 ③ 高次脳機能障害支援普及事業 - 実施見込み箇所数、実利用見込み者数 ④ 障害児等療育支援事業 - 実施見込み箇所数</p> <p>(2) 広域的な支援事業 都道府県相談支援体制整備事業等 - 相談支援に関する実アドバイザー見込み者数</p> <p>(3) 法第77条第2項により市町村に代わって行う事業 (例) 手話通訳者・要約筆記者派遣事業 - 実利用見込み者数</p> <p>(4) 上記の他、地域における障害福祉サービスの提供状況や障害者等のニーズ又は市町村における事業の実施状況に基づき実施が必要と判断される事業について、それぞれの事業の種類ごとの実施箇所数及び量の見込み等を定める。 (例) 手話通訳者・要約筆記者養成研修事業 - 実養成講習修了見込み者数(登録見込み者数)</p>
③ 各事業の見込量の確保の方策	市町村における事業が適正かつ円滑に実施されるよう市町村への支援、基盤整備に関する広域的な調整等を図るなど総合的な事業の確保方策を定める。
④ その他実施に必要な事項	特記すべき事項があれば定める。

3. 地域生活支援事業に係る障害福祉計画の達成状況の点検及び評価について
 市町村及び都道府県においては、それぞれ、各年度における事業の種類ごとの量の見込みの達成状況を点検、評価し、この結果に基づいて所要の対策を実施することが必要である。

[参考]

障害福祉計画に定める地域生活支援事業の見込量及びその考え方

1. 市町村事業(1/2)

事業名	24年度		25年度		26年度		実施に関する考え方
	実施見込み箇所数	実利用見込み者数	実施見込み箇所数	実利用見込み者数	実施見込み箇所数	実利用見込み者数	
(1) 相談支援事業							
① 障害者相談支援事業							
基幹相談支援センター							
※ 設置の有無を記載							
② 市町村相談支援機能強化事業							
※ 実施の有無を記載。							
③ 住宅入居等支援事業							
※ 実施の有無を記載。							
(2) 成年後見制度利用支援事業							
(3) コミュニケーション支援事業							
① 手話通訳者・要約筆記者派遣事業							
② 手話通訳者設置事業							
※ 実設置見込み者数を記載							
(4) 日常生活用具給付等事業							
※ 給付等見込み件数を記載							
① 介護・訓練支援用具							
② 自立生活支援用具							
③ 在宅療養等支援用具							
④ 情報・意思疎通支援用具							
⑤ 排泄管理支援用具							
⑥ 居宅生活動作補助用具(住宅改修費)							